

京都市消防局訓令甲第3号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成29年9月29日

京都市消防局長 荒木俊晴

別表第3北警防本部の項中「小型はしご車」を「屈折はしご車」に、

中川消防隊	ポンプ車, 消防救急車	北消防署中川消防出張所	を に改め、
中川消防隊	ポンプ車, 消防救急車	北消防署中川消防出張所	
紫明高度救助隊	救助工作車, 大型救助工作車, 小型水槽車	北消防署紫明消防出張所	

同表上京警防本部の項中

大宮消防隊	小型水槽車	上京消防署大宮消防出張所	を削り、
-------	-------	--------------	------

「北野高度救助隊」を「北野消防隊」に、「救助工作車, 大型救助工作車」を「小型水槽車, 大型水槽車」に改め、同表左京警防本部の項中「, 屈折はしご車」を削り、同表南警防本部の項中「, 大型水槽車」を削る。

別表第4北警防本部の項中「北警防本部」を「上京警防本部」に、「北兼任救助隊」を「上京兼任救助隊」に、「北第1消防隊」を「上京第1消防隊」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)